

近代的土地所有権論ノート(下)

今 西 一

(三) 地租改正法の性格

前項において、イギリスや大陸諸国では、ブルジョア的変革期において、絶対的所有権主義と利用権主義との相剋があることを見た。急速な農業生産力の発展期(Ⅱ農業革命期)に土地問題の解決が迫られたイギリスでは、賃借権の物権的構成Ⅱ利用権主義がとられ、政治的な土地問題の解決が先行したフランスでは、賃借権の債権的構成Ⅱ所有権主義がとられた。一九世紀アジアの土地変革である日本の地租改正は、初発からイギリス型やフランス型と大きく類型を異にするものである^①。

地租改正の性格については戦前からの長い論争史をもつが、ここでは比較的最近、丹羽邦男の成果(『明治前期における租税の性格』(一)～(六)(神奈川大学『商経論叢』第八卷二～四号、第九卷一・三・四号、七二～四年))に依拠しつつ、自説を展開した、有元正雄の著作『地租改正と地方政治』(新岩波講座『日本歴史』14、七六年)を取り上げて、問題点を指摘する。何故なら、氏の研究は、六〇年代に新しい段階を築いた地租改正研究を簡潔に整理したものである。まず氏は、明治維新から地租改正までを、三つの時期に小区分する。①は一八七〇年末までの「『小農民維持』を基調とする『検地方式』」(一七〇頁)の段階であり、この段階は「七〇年秋より翌

年春までの農民一揆」によって破綻(一六九頁)し、②の「地券方式」(一七〇頁)段階に入る。七一年九月の「地所売買放禁分一収税法施設之儀」を新政策として提唱し、「七二年二月に地所永代売買を許して、順次、『壬申地券』の発行」を行なう時期である(一七一頁)。この時期については、「資本主義生産様式の採用が必須とする『農民解放』を一定程度において含むもの」(同頁)とさえ評価される。しかし、「七二年を期限とする条約改正交渉が不成功に終」ると、「観念的に思惟されていた近代的租税理論の採用を放棄させ、従属的な後進国に相応する現実的な租税政策の採用に変更をせよ」(一七二頁)られ、④の七三年七月「地租改正条例」の出現へと暗転する。これは同時に、地租改正の性格を土地改革の内容を「極めて浅いもの」とし、租税改革中心へと変貌させる過程でもある(一七四頁)。その証明として、「近代国家理論」・「近代租税理論」を掲げていた、七三年の「地方官合同で配布した『人民告諭書』が」一般に公布されなかったことを挙げている(同頁)。

但し、丹羽・有元の間にも、微妙な幾つかの論点の相違があり、特に「地租改正条例」第六章の「向後茶・煙草・材木其他ノ物品税追々発行相成、歳入相増其収入ノ額二百万円以上ニ至リ候節ハ……(略)……其地租ニ右増額ヲ割合、地租ハ終ニ百分ノ一二相成候迄漸次減少可致事」(『明治前期財政経済史料集成』第七卷(一九三

三年」、三二六頁、以下同書による)——将来の減税規定についての評価はわかれる。有元は、これは「新しい土地租税改革」(II②の段階)「がもつ『寛租』の計画が崩壊したとき、一時的に農民を慰撫し、旧貢租水準の継承を実現することが必要であった」(前掲論文、一七三―四頁)ための農民慰撫の規定としており、丹羽は「大蔵省・改正事務局の改租担当官僚がこれまで一貫して地租改正の理念として抱いてきた近代租税への漸次的移行意図の法的表現である条例第六章」(前掲論文内、七七頁)とまで評価している。この第六章を単なるマヌーバー(策略)と見るか、大隈重信系に改正担当官僚の近代租税理念の「法的表現」と見るかは、近代的租税構想が、七三年段階で完全に終焉したか、「明治一四年政変」による大隈の失脚まで脈々と継承していたか、という両者の時期区分評価の相違でもある。ここでは、直接この問題には触れない。

しかし全体として、一八七一年九月の田畑勝手手の解禁、七二年二月の地所永代売買の解禁、同年同月の「地券渡方規則」、同年七月の同「追加」——壬申地券の発行までと、七三年七月の「地租改正法」の段階とを明確に区分し、前者から後者への移行を近代的租税構想の挫折として説明する、丹羽・有元らの方法には若干の疑問を感じる。まず両氏が大蔵省官僚の近代的租税構想を語った、とする「人民告諭書」を検討してみよう。同「告諭」は劈頭に——

国ニハ必ス政府アリ。政府ハ人民一統ノ好ム処ニ從ヒ、規則ヲ立テ、法令ヲ布キ、其好ム処ノ目的ヲ達セシムル為メニ設ケタル役所ニシテ、其政府ノ官員ハ人民一統ノ總代ニ立テ事ヲ行フモノナリ。……(略)……此等ノ役所ヲ設クル為ニハ若干ノ費用ヲ要スルモノナレハ、国内ノ人民一統ニ割合ヲ出サネハナラヌ当然ノ

務ニテ、一村ノ費用ハ村中ニ割合、一郡ノ費用ハ郡中ニ割合テ出金スルト同シコトナリ。此割合金ヲ名ケテ租税ト云フ。故ニ此租税ノ割合ハ一方ニ重クカケ一方ニハ輕ク割当ル等ノコトアルコトナク、公平正当ニ割合ヲ出サシムルコトヲ以テ本旨トス。(前掲『集成』第七卷、三二三頁)

と書いている。確かに近代的な経費・租税論への論及があり、所によつては「若シ文明開化ノ人民ナランニハ仮令政府ニテ改正セラントスルトモ人民必ス政府ニ請願シテ、其不公平ヲ正シ公平正当ナル割合ヲ受ケムト欲スル」(三二五頁)などとして、人民の租税議定権を肯定するような記述さえ見られる。しかし、論旨の中心は、あくまで「旧来不公平ノ税法中ニ埋没セシ迷見自ラ永解シ始メテ租税ノ租税タル所以ヲ了知スヘシ。此ノ如クニシテ人民ハ政府ノ保護教育ニ依テ一統好ム処ノ目的ヲ達シ、政府ハ人民ノ勉勵勤儉ニ依テ光榮ヲ増シ富国強兵万国ノ右ニ出テ、我ノ天皇陛下ノ盛徳大業天宇ニ耀クニ至」(三二五頁)る、ことにある。旧来の税法に「迷見」している人民を上からの啓蒙によつて覚醒し、人民は「政府ノ保護教育」によつて各自の目的を達成し、政府は「人民ノ勉勵勤儉」によつて富国強兵を実現するのである。これは、徹底した愚民観以外の何者でもない。また、その富国強兵のため「第一ニハ地所ノ広狭ヲ正シク測量シテ有ノママニ申立」て、「第二ニハ地代金ノ高ヲ正当ニ書出」し、「第三ニハ租税ノ多寡旧来ニ比スレハ聊カ増減アリトモ驚ク」な(三二四頁)と、人民の「自発性」を喚起して、租税改革を円滑に行なわせしめることこそ、同「告諭」の最大の眼目であることを明らかにしている。福島正夫は、同「告諭」が「一面には人民の土地所有権の保障と民主的な政府および租税という理念を掲げ

ながら、他方には富国強兵を目標に、国家意識の確立につとめ、人民の改組事業への協力を促している」として、「この矛盾にみちた混乱は、新政権の当時の思想動向を如実に示す」と評価している（福島前掲書、二七六頁）。しかし、これは果して明治政府の思想的「混乱」と言えるのだろうか。強固な国家主権への従属（＝専制性）と、封建的貢租からの解放（＝開明性）を、同時に説く近代的「専制」主義こそ、当該期の明治政府の全政策基調である、と考えられる。

明治政府は、一方では耕地の所有にともなう封建的規制（作付・売買）を一切撤廃し、領有制を解体するとともに「旧幕期には新規に家作することの禁止があったし（『地方凡例集』巻四）、家の建て方も家格によって制限されていた」が、「自今四民一般長屋門玄関ハ勿論其力ニ応シ大理石煉瓦造並三階五階ニ造立ノ儀総而可為勝手事」（七三年一月、木更津泉達）と、家格などの身分的慣行を廃止し（福島正夫『地租改正』六八年、一三二頁）、また「地券ハ其家ニ附与スルモノニ非スシテ、其人ニ附与スル者」（七七年四月二七日、太政官指令第二条）として、地券による土地所有権が個人の私的所有権であることを再確認している（福島『日本資本主義と「家」制度』六七年、一五二頁）。これに対して、山林原野の方は、「水源ヲ涵養シ風潮ヲ防禦シ土砂ヲ扞止シ陽陰ノ調和ヲ致ス」ための「土地ノ利害ニ関スルモノ」と、「官室ヲ建築シ、船艦ヲ製造シ、通路ヲ修治シ橋梁ヲ架設スルモノ等」の「日用ノ利害ニ関スル」ための山林保護対策が建言される（大久保利通建議「山林保護スルハ国家経済ノ要旨タルノ議」七二年五月）。特に後者は、殖産興業のため「今夫レ十里ノ鐵路ヲ敷クヤ必ス数万ノ木材ヲ要ス一所ノ兵營

ヲ築クヤ必ス数万ノ木材ヲ要ス政府一歳ノ需要スル所ヲ計ルニ無慮数百万本ニ下ラス」として、山林の保護・育成が説かれる（有元前掲書、三〇四―五頁）。この構想が後の七五年六月の地租改正事務局の乙第三号達、同年七月の同局議定出張官員心得書の公布による林野「官民有区分」の原型であったと推定できる。このように、耕地地には私的土地所有を徹底させながら、山林原野には強権的な「囲い込み」を実現する、この一見矛盾する政策を、どのように考えたらよいのだろうか。従来の研究では、「講座派」系の研究者たちは林野官民有区分の巨大さに注目して、「半封建的国家的土地所有」などと規定し、「労農派」系の研究者たちは耕地の私的土地所有を強調して、「近代的土地所有」を強調する。このような研究状況では、永遠の並行線である。そこで次の事実注目したい――

時代は少し下るが、井上毅が実質的に執筆した「憲法義解」（八年）は、帝国憲法第二七条「①日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルコトナシ②公益ノ為ニ必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」という条項に対して、絶妙な解釈を行なっている。まず一応「所有權ハ私法上ノ權利ニシテ、全国統治ノ最高權ノ専ラ公法ニ属スル者ト抵触スル所ニ非サルナリ」とし、所有權＝私法、統治權＝公法上の概念として両者を分離する。だが、次いで割註のなかで「欧州ニ於テ和蘭ノ『グロシエス』氏其ノ万国公法ニ於テ君主ハ其ノ国土ニ最高所有權ヲ有スルノ説ヲ唱ヘタリ、近時ノ国法学者ハ其ノ意ヲ取り、而シテ国土主權ノ義ヲ以テ最高所有權ノ名ニ換ヘタリ」としている（石井紫郎「日本法制史の立場から」（日本土地法学会「近代的土地所有權・入浜權」七六年、二六一―三頁）。個人の私的所有權を認めながら、それを国家の公權＝最高所有權に從屬させる、これが帝国

憲法体制の近代的「専制」主義——開明性と専制性——の基本原理である。その第一段階が、既に地租改正法の時期に萌芽的に成立していた、とするのが私の理論的仮説である。

次に、地租改正法それ自体の評価に言及したい。同法については、従来から検査条例第二則が現実にありえなかった六八%の小作料を設定することによって、地主経営の小作料を大幅に引きあげた(近藤前掲書、二二頁)。七五年八月の地租改正期限設定布告以降に「地租改正が強行的、権力的な性格を決定的にあらわし」ており、そこに「絶対主義権力の権威」がある(福島正夫「本邦地租の沿革・解題」七七年、一六八頁)。そして七五年七月八日の「地租改正条例細目」及び七六年「関東八州地租改正着手ノ順序」などに、地位等級対系Ⅱ「押付反米」体系があった(福島「研究」三七〇頁、近藤前掲書四五頁、丹羽前掲論文(一)三一頁)など、様々な問題点が出されている。押なべて地主的土地所有の「安定」化、絶対主義権力の暴力性を強調する議論である。しかし、「地方官心得書」のなかの地価算定規則を現実の地主・小作関係と結びつけるのは困難であり、最近の実証研究は検査条例第二則のみで地租改正を実施した例が始んどないことを明らかにしている。また、国家権力の暴力性にしても、近代国家の本源的蓄積過程が非暴力的に行なわれた国があるとしても言うのだろうか。そして、政府Ⅱ改正事務局の側に、「達観上の予算」とでも言うような地位等級Ⅱ「押付反米」体系のようなものがあったと考えるのは不可能であり、かなり現地の事情に左右されながら地租は決められている(林健久「日本における租税国家の成立」六五年、一五九—一六〇頁の批判を参照)。もし中央に有力な、「達観上の予算」などというようなものがあったり、中央の政

策が地方に全て貫徹するとしたら、地租改正研究は中央の政策分析をしていけばよいことになり、府県別の地租改正など研究する意味は無くなる。

有元はまた、地租改正の結果を「封建支配からの真実の農民解放は、封建的諸負担からの解放とそれ故に自由な分割地農民としての発展の保証をもつものでなければならぬ。だが地租改正によるわが国の農民解放は、租税改革の圧倒的優位に從属して行なわれたために、そのような展望をもち得なかった」(前掲論文、一八七頁)と語っている。これこそ「ヨーマンリの幻想」(井上幸治)、近代的地租Ⅱ土地所有の美化論以外の何者でもない。

地租改正によって、法的Ⅱ形式的には近代的租税Ⅱ土地所有権を確立しながらも、高額貢租、永小作権慣行の否定、山林原野の強権的な「囲い込み」などによって、農業経営が急速に破壊Ⅱ再編されていった小農民は、自己の確保した農民的土地所有権を実質化するための闘争を展開する。それを次の項で見よう。

〔四〕 地租改正反対闘争から地価修正運動へ

地租改正期の農民闘争評価については、比較的意見の対立が少ないので、事例の紹介を中心としながら、若干の私見を述べることにする。有元正雄は、「地租改正反対闘争に四つの段階を設定」(前掲書、五九五頁)する。

第一段階 時期は第二段階と重複するが、七六年の和歌山県那賀郡粉川村一六カ村騒動、同年の茨城県真壁郡・那珂郡両暴動などに代表される。矛盾は、「地押丈量・地券名請をめぐる対立」、「地租改正入費の負担」、「地租徴収にいたる石代納制」などが中

心である（五九五～六〇八頁）。

第二段階 時期は「地租改正事務局が設置される明治八年三月ごろから……（略）……表面化し、地租改正事務局を閉鎖する一四年六月ごろ」に終熄している。矛盾は「地位等級・收穫地価決定をめぐる対立」である。形態は「いわゆる『一揆』・暴動化した例は九年五月の和歌山県那賀郡騒擾と、九年一二月の伊勢暴動の二件にすぎない」が、これらは「石代相場の問題と第二段階の矛盾とが結合したのであって、初発から直接、地位等級・收穫地価決定に反対し、いわゆる『一揆』・暴動化した例は現在確認の範囲においては皆無である」とする。遠州の交換米闘争、越前七郡の地租改正反対闘争などが代表的である（六一一～三九頁）。

第三段階 「山林原野の官民有区分および山林原野の地租改正をめぐる対立」である（六四四～四六頁）。

第四段階 闘争は「中小自作農民を中心とする重租地の『無代上地』運動」、「自作農民、そして運動の主体がしだいに地主豪農民に移る修正地価運動」、「地主層による小作料引上げとこれに対抗する小作人側の小作料据置き・小作料引下げ」などがある（六四六～五三頁）。

氏の評価の最大の特色は、第一段階と第二段階とを峻別し、第二段階を当該期の農民闘争の主流とする、ところにある。まず氏は、地租改正が「地租の全国的『公平画一』をレイゾンデイトルとしてつとも、実際は……（略）……旧貢租水準の再編成を実施するとき、地位等級・收穫地価決定をめぐる対立こそ、地租改正の主要な矛盾を構成する」（六一一頁）と言う。そして「明治九年の和歌山・茨城・三重ほか三県の一揆が地租改正の全過程のうえにもつ意味を否

定するものではない」が、「一般農民層のエネルギーを背景としてつ、同時に地主豪農層による一般農民層にたいする指導体制が確立している……（略）……地租改正反対闘争は、日本人民が国家権力に合法的理論的に対決する戦術を学習した最初の機会である」と評価する（六一七頁）。

全体として私の見解は氏の評価に近いが、事例を挙げながら若干の問題点を提示しよう。まず氏が第一段階闘争の典型としている一八七六年二月から同年九月迄の和歌山県那賀郡粉河村の騒動である。同騒動については後藤靖らの紹介がある（「和歌山地租改正反対一揆」〔「立命館経済学」九巻一号、六〇年〕）ので詳細な経過は省く。運動は、「昨八年分石代相場米壹石ニ付金五円五十五円」は高すぎ、「京都大阪堺兵庫等諸県府ノ石代相場」でさえ「五円廿七銭ニ止ル」という那賀郡中山村平民児玉仲児の七六年二月七日の建白で始まる（一一二頁）。これを県庁会議で読んだ粉河村戸長八塚林之輔は、共鳴して他村の戸長層に呼びかけ、同月一六日に「地租改正ノ業タルヤ勤メテ公平均一ヲ欲スルニアラスヤ公平均一ヲ欲スル改正ニシテ殊ニ充当ナラサル昂価ヲ以テ地価ノ計算ヲ起スハ甚タ改正ノ旨意ニ戻ルナリ」という鋭い願書を提出している（一一二頁）。この児玉と戸長層の二つの伺書は、神山郡廉県令に全く無視され、そこで児玉は二月二日再度の伺書を出している（一一三～一四頁）。県側は一応の形式的な解答を出す、児玉はこの解答を不満として、三月一三日に三度目の建白を提出している。そこでは――

夫全国府県各々に石代相場ヲ異ニスルニアラスヤ府県各々石代相場ヲ異ニスルハ府県各々平素ノ米価異ナレハ也……（略）……若シ一県内ニテ甲乙二様ノ石代相場ヲ設ルハ事煩冗ニシテ耐工難キ

トセハ則チ今ノ日本政府ハ果シテ真ニ公平ヲ尚フノ政府ニ非サルカ如シ……(以下略)…… (一一六頁)

と、一県一相場の米価を批判する。具体的には「我那賀郡外伊都名草海部三郡ヲ併セテ和歌山相場ノ平均ヲ以テ石代相場ヲ改設シ有田日高牟婁ノ三郡ハ断然御引分ケ被成下」、「一県二種ノ石代相場ヲ立ル」という要求である(後藤前掲論文、同頁)。この建言は、「京都府管下丹波国三郡ノ如キ三様ノ石代相場ヲ設ク是亦各郡平素ノ米価異ナルニ非サルヲ知ランヤ」として、他府県との比較で一県二相場の正当性が説かれており、また「人民ハ法ノ為メ之ヲ設ルニ非スシテ法ハ人民ノ為メ之ヲ設ル」と、政府の法治主義を逆手に取る論理が随所に見られる。特に前者は、地租改正によって各地域間に一定の「劃一」的な施策が行なわれ、その結果、他府県との比較で自県の地利的利害を主張する、という認識が生まれていることを現わしている。後者の法契約を重視する思考も、各闘争で一般的に見られる傾向である。那賀郡では、この後、四月八日の正副戸長層の辞表提出、四月一二日に児玉仲児が上京して陸奥宗光を仲介にして二五日には松方大蔵大輔に会見。この間、「地租改正合計帳下渡」のため河野通参議が粉川村に出張し、翌一八日に「農民ヲ集メテ地価査定ノ適法ナルヲ説明セントスレトモ衆聞カス抗弁論争果テハ不隠ノ言動モアリ空シク帰庁」、ここから明確に地租改正全般への不信任が表明され、運動は「明治八年の石代相場引下要求」から地租改正の「地価算出のための米価引下げ要求」へと発展し、両者は並行的に闘争される(有元前掲書、六〇四頁)。そして五月五日、「正副戸長数名ノ職務ヲ解免シ拘留」、これに抗議して同月七日、「遂ニ爆発粉河寺ニ四百余名長田観音ニ三百名集合竹槍蓆旗ト云ウ

百姓一揆ノ陣立宜シク和歌山ニ押シ進ム」、同月九日には「解散スク静穏ニ帰ス」。その後も、児玉は東京で河野参事との会見を行なっている(後藤前掲書、一一七、二〇頁。有元前掲書、六〇一―八頁)。

伊勢暴動、真壁一揆の事例も紹介したかったが、紙数の関係で前者は大江志乃夫の著書(『明治国家の成立』第二章第三節、五九年)に、後者は木戸田四郎の論文(『明治九年の農民一揆』(堀江英一他編『自由民権期の研究』第一卷、五九年、所収)に譲る。ここで、まず第一に問題となるのは、運動指導者としての戸長||豪農層の評価である。粉川村騒動にしても、伊勢暴動、真壁一揆などについても、指導者は戸長||豪農層である。戸長層への強権的な弾圧に抗して一揆||暴動化している。勿論、その間に権力側について戸長層が襲撃されることはある。しかし、戸長||豪農層が指導しない地租改正反対闘争は存在しないし、運動の参加者も中農層が主体である(大江前掲書、二一五―六頁。木戸田前掲論文、八四頁)。

第二に、概念の問題でもあるが、有元・大江・木戸田らは、これらの闘争を「惣百姓一揆」として捉える(有元前掲書、六〇八頁。大江前掲書、一七五頁。木戸田前掲論文、九六頁)。そもそも地租改正反対闘争は、封建的な農民一揆と同一概念で論じられるのだろうか。私は、服部之総が、本源的蓄積期の農民闘争という固有の意味で使った「農民的農業革命」という概念を復権させたい(服部之総「歴史的範疇としての農民革命」四七年(『著作集』第五卷)。中村哲「世界資本主義と明治維新」七八年、四九―五〇頁)。服部

は――
農民問題こそブルジョア民主主義革命の社会的内容をなすもの

である。……(略)……農民一揆と農民革命とを区別するものは、ブルジョアジーおよびこれとつらなる小ブルジョアジーおよび賃労働者が外部から参加するかしないかにかかっている。局部的であると全地方的ないし国民的であるとの規模のうえの差異もそこに根ざしている。これらはいずれも形式的な側面でもある。内容的に農民一揆から農業革命を区別するものは何か。土地問題解決の可能性の有無であろう。封建的抑圧下に耕作する零細農民は、自己本来の小天地においては土地問題解決の可能性を有しない。いかにはげしく一揆しても、結局は特定状態への回帰が約束されるにすぎない。(服部前掲論文、一〇頁。傍線―筆者)

と語っている。封建的な「所持」権しか持たない農民と、法的に形式的ではあれ「所有」権を持った農民を、同一に論じることが出来ない。豪農層のブルジョア的性格、貧農に半プロ層の参加は、既実証されているとおりでである(大江前掲書、二一五―二二〇頁。木戸前掲論文、八三―八頁)。

次に第二段階の闘争の事例として、静岡県遠江国の交換米取消運動を見よう。これについては原口清の詳細な研究(『明治前期地方政治史研究』(上)、第二篇、七二年)がある。

交換米問題とは、一八七六年の浜松県の耕地調査の終了時に、平均反米額を「一斗六升余」増額するかわりに、石代相場を操作して「反米を改租事務局の予定する額にひきあげた」ことである(三三四頁)。その結果、暴動が起りかけたが、同年「春、交換米に反対する遠州人民の前には、とるべき二つの道があった。一つは、租先伝来の竹槍席旗の道であり、他は末だ會て経験しなかつた新しい道―合法性を保持し拡大しつつ、公選議会をつうじて政府と対決

し、政府の譲歩と政策転換を要求する道―であった。遠州人民は、……(略)……後者の道をとった」(三四六頁)のである。

七六年九月一日から開催された遠江国州会では、「見様方法案」が審議・決定される(三六七頁)。「見様方法」とは、改租事業の「専制的且不当な地価の決定」に対して、「州民の集団的な討議」によって決められた「人民側の局地的な改租プラン」である(三七四頁)。これに対して一〇月一〇日、地租改正事務局は不許可の指令を行なうが、州民は同月二八日に臨時州会を開き、岡田良一郎ら三名の出願委員を選出して、交換米取消請願運動を展開する(三七七―三八〇頁)。原口は、小区会の議長から提出された「議問」のなかに、「頑固ノ細民ニ至テ国議ヲ害スル」という警戒のあるのを見て、「遠州人民の運動のなかに、豪農層指導の枠をこえようとする貧農のより強硬、より急進的な潮流がある」ことを指摘する(三八〇―八一頁)。一月三日、岡田らは、出願のため、まず静岡に到着する。「願意苟モ貫徹スルニ非レバ我カ輩ノ帰郷ヲ許サズト宣言ス」と、岡田は心境を吐露しているが、ここにも「彼の責任を追求してやまない広範な人民の圧力」が見られる(三八四頁)。翌四日付で、静岡県庁に「交換米御取消願」を提出するが、九日付の同県庁の回答では、「願之趣ハ難聞届」とされる。一日、岡田らはただちに大迫県令に再願書を提出する。県側は解答を遷延して区長総代らを県庁に参集して説得するが、これは全く失敗に帰する。そして岡田らは、二月九日東京に到着して、同月一二日に「田方收穫交換米取消願」を、二八日に「田租米金偏廃スベカラザルノ建議」を内務卿大久保利通に提出して、同月二七日に帰国する(三八四―八頁)。

七七年一月八日、州議会詰所において幹事・詰合委員会が開かれ、「民心を慰撫して一揆にいたらぬよう」申し合わされる。同月九日と二七日の二回に別れて、再び岡田らは東京に来る。同月二十九日、地租改正事務局は「特別の詮議をするから、見様願書を静岡岡県に提出せよ」と指令するが、岡田らは「あらためて見様を実施する必要はない」と考えて、指令文を受取ったという意味だけの請書を提出して退庁し、同月三十一日に改租事務局に再出願して、納税困難に対する政府の見解を糺す「伺」を提出する。ここに結着を急いだ改正事務局の方針は挫折する。岡田らは州議会と電報で連絡を取りながら討議をまとめ、二月二日、「交換米取消再願書」を改正局に提出するが、西南戦争の勃発により回答は延期され、やむなく岡田らは四月三〇日帰国の途につく(三八九―九六頁)。

やがて五月、県庁からの田租完納指令を機会に、岡田らは三度「田方貢租内納願書」を提出する。これは、「交換米に相当する地租を定納分から削除」せよという「実質的な交換米取削り」要求である。六月二三日に県令は不許可とするが、七月一日に岡田らは静岡へ来て、再願している(三九七―八頁)。ここでは「地租内納願は改租未了という認識」に立って、「政府・人民間の契約の対等性という近代的法意識があり、官側が一方的に契約を破棄した以上、人民側も遠州地租改正の結果に拘束されない」という主張がある(三九九―四〇〇頁)。同年九月五日、地租改正事務局は「再願之趣難聞届、最前指令ノ通可相心得事」という達を出す一方で、一五万円余の恩貸金という懐術策を提起してきた。岡田らは大きく動揺するが、結局は政府の方針に妥協する(四〇〇―四頁)。「岡田ら豪農層は、政府に対して妥協的な要素をもっており、政府の威圧に屈

した」わけだが、これは同時に、豪農層に依拠しなければ運動を展開できない「一般耕作農民の、力の限界」を示すものでもある(四〇四頁)。

交換米問題は、一応の「解決」を見せるが、七八年九月二四日から本格的な地価修正運動が開始する。ここでは、岡田良一郎起草の「地租第二期改正法案」と、足立孫六の「第二期地租改正法案」が、明確な対比を示している。岡田案が、「一村↓一区↓連区↓一国の順で平均反米を委員の入札によってきめ、地立等級組織をくみため、最後は県庁の収穫平均反米の指示によって地価を決定する」、検査例第一則を基準とするものである(四〇五―八頁)のに対して、足立案では、検査例第二則の小作米を基準とする地価算定方法を取り、第三章「小作散田米更正ノ事」では――

……(略)……

第十一条 小作米既ニ仮定シテ後、地主小作ノ総会議ヲ開キ十分ニ討論セシメ、遺憾不平ノ事ナカラシムベシ。

……(略)……

第十三条 小作地ノ小作米ヲ其地主ニ於テ低シトシ、或ハ小作人ニ於テ其小作米ヲ高シトストキハ、其小作人ノ小作ヲ辞セントスルヲ適度ト認ムベシ。(四〇九頁)

と、小作人の保護条項さえ含んでいる。そして、「総会議の決定に違反し小作料引上げを行なう地主に対しては、刑罰を加える」条項さえある(四一〇頁)。岡田の地主||豪農的プランに対して、足立の農民的プランという言い方も出来るであろう。原口は、足立案のなかに「貧農的潮流」との関連をも示唆している(四一一頁)。

七八年七月の三新法の公布によって、翌七九年からの遠江国民会

の廃止が決定した。また、七九年五月の太政官布告第二五号は、地価を八五年まで据置くとともに、第一条但書で特別地価修正の途を開いた。ここで佐野・城東郡長岡田らの特別地価修正論と、周智郡長足立らの地価据置論が対立し、県庁の石黒大書記官らの配慮によって、据置を決定した。そこで岡田は、机上プランで交換米を解消する方法を考案し、県に実施させる(四二一―五頁)。

しかし、「遠州の大部分の町村が、交換米取消しを含む地価据置を承諾した」わけではなく、七一カ村が特別地価修正を要求し、県令の必死の説諭にもかかわらず、八三年九月になっても六カ村が不服従の態度を取る。最も強固な上平川村では、反米引下げ運動を、八七年県が二五〇〇円の特別融資を行なうまで続行する。また八五年から遠州出身の静岡県会議員によって石代相場改正請願運動が展開され、八七年三月二九日、静岡県遠江国地価修正方法案を閣議で通過させ、ここに「一〇余年にわたる遠州地価修正問題」は終止符をうつのである(四一六―二四頁)。

原口は、この遠州民会の交換米取消運動は、「官民の契約の対等性を主張」し、「近代的な契約観と法意識」を育成し、対政府交渉の持つ「政治的経済闘争」としての性格は、「自由民権という政治的課題に発展する内的要素」であったと評価する(四四五―六頁)。そして民会の性格については、小区会↓大区会↓県会という間接選挙によって議員を選出し、一六才以上の戸主に選挙権、二一才以上の戸主に被選挙権を与え、財産の制限もなく、初期においては女性戸主の投票も行なわれた遠州民会は、「当時においては最も進歩的内容のもの」であり(四四九頁)、「基本的には人民の議会としての性格をもっている」(四五三頁)とさえ評価している。

小括。まず有元の言う第一段階と第二段階の闘争⇨運動の典型事例を取り上げたが、両者の間には、近代的契約思想を前提とする合法的な訴願闘争、戸長⇨豪農層の指導性など、相違性より共通性の多いことに気がつく。一揆⇨暴動という闘争形態について言えば、七八年一二月の愛知県春日井郡地租改正反対闘争などでも「郡議員層の妥協的コースをのりこえて、歎願から直訴へと発展せしめようとする村議員以下一般農民層のくわだては、郡議員の必死の『説諭』のまえに、不発におわつ」(近藤前掲書、三一〇頁)であり、暴発寸前にまで行っている。勿論、村落内部における豪農と一般農民との関係、一般農民の成長度などという問題が重要であるが、闘争形態が合法的か一揆⇨暴動的かというのは、かなり偶発的な要因が大きいのではないだろうか。むしろ注目すべきは現在わかっているだけでも一八七五、六年頃から始まる四〇県での闘争、うち二八県での合法的な請願運動の持続的展開である(有元前掲書、五九五―六一六頁)。地租改正反対闘争と言えば、真壁一揆や伊勢暴動にのみ代表されてきた研究を再考しななければならない。

次に、何故この期の豪農層が、合法的闘争の先頭に立つことができたのか、という問題である。これは、多くの論者が指摘しているように——「地租改正反対運動は、村を単位として、地租のおしつけの順序とは逆に、村↓郡↓県・国のひろがりにおいてたたかわれる。ここで、地租の上からのおしつけを保証した地位等級体系が、一面では、地租の配賦をめぐって人民側を分裂させるといふ作用をもちながら、他面では、土地所有農民を結集⇨統一させる作用をもつという、二面性をもつことに、注目すべきであろう」(近藤前掲書、三三〇頁)と。ひとつには、豪農層の地租改正施行体験という

ものがあり、それが彼らに近代的な法を駆使する機会を与えたであろうし、逆に運動を徹底して豪農中心に「村」中心に限定させる要因ともなったであろう。そして、いまひとつは、幕末期から広汎に展開した「世直し」一揆、村方騒動に象徴されるような村内下層農民の政治的成長と、その監視である。豪農層が、自己の「名望」を失うまいとして、下層農民を常に意識して発言・行動していることは、先の遠州民会での岡田良一郎、足立孫六らの動向を見てもわかる。豪農と一般農民との指導同盟関係が、最も成立した闘争のひとつが、この地租改正反対闘争である。しかし、七六年六月から七年二月までの富山県砺波郡騒擾では、既に小作人が地主に対して永小作権の確立、小作料減免を掲げてたたかっている（土屋喬雄・小野武夫編『明治初年農民騒擾録』三一年、三三七頁）。指導同盟関係といっても、強烈な矛盾を内包したものである。

最後に、豪農層の租税議定権の問題に一言しておきたい。一八八〇年三月、大阪で開かれた愛国社第四回大会で、愛国社を国会期成同盟に改組し、規約を定めるとともに片岡健吉・河野広中らを代表委員として上京させ、国会開設の請願を行なう。その片岡・河野らによる「国会を開設するの允可を上願する書」（四月一七日）が、当時の各地の運動の集約点とされている。⑦。そこでの租税議定権を見よう――

六年に地租を改正するの令を發し、地券を行へり。亦隨て國民に参政の權利を与へざるを得ん哉。何となれば地租を改正し地券を行へるものは、天下は天下の天下にして、政府の私有に非ざるが故にして、既に地券を發行すれば則國土は政府の私有に非ざることを見だ彰着也。國土既に政府の私有に非ざれば、則人民の身

命財産も亦政府の私有に非ざる也。人民の身命財産實に政府の私有に非ず、政府是等に就て租税を徴するは、人民の私有より徴すると云はざるを得ざる也。將其租税は國家の爲めに徴するものなれば、則已に収むる所の租税は必ず之を國人家の共有物と謂はざるを得ざる也。而して今夫私有は其主一人にして之を所置するの権ある可く、共有は八共ノ衆と共謀せざる可からざる事、實に理の当然なれば、政府業既に地券を發行して、天下は天下の天下たることを明にすれば、則租税を天下に徴し、及び既に収めて國家の共有物と爲れる所の租税金を処置するには、政府一已にして之を爲す可き義あることなく、必ずや全国人民と共議せざるを得ざる可く、而して租税を全国人民と共議するには、国会を開設せざるを得ざる可ければ也。（板垣退助監修『自由党史』一九一〇年（岩波文庫版上）二八七頁）

と。美事な租税共議（議定）権の展開である。地租が近代的租税である以上は、租税議定権を認めなければならないという主張は、既に「民撰議設立建書」（七四年一月）にも見られる。しかし、この八年段階は、丹羽も言うように「近代的租税として地租を性格づけた地租改正法は、まだ現行法として存在している」。しかし政府は「法定地価を、一三年改正以後の收穫量、米価等の變化、すなわち賣買地価の変動にもかかわらず、さらにそのまま五カ年据置くことによつて、それが、改租発令当時主張したような「土地ノ真価」ではないことを、自ら公認したのである。しかも政府は、こうした状況下における法定地価―地租の性格を、明確に規定し直すことを何らしていない。つまり、この時点における地租は、誰の目にも明らか、形式と内容との乖離という状況のゆえに、政府の立場からして

も、これの性格づけを論理的矛盾なく行なうことは不可能だったのである」(丹羽前掲論文四、四六頁)。当時の民権派の租税議定権の主張は、この「形式と内容との乖離」という政府の弱点を鋭く衝いたものである。しかし、豪農層の租税議定権の主張が、政府の開明的政策、個別的な利益導入の施策などと、どこまで徹底して対決できるものであったかは、その後の運動の展開から見ても疑問がある。豪農層主体の地価修正運動の弱点(国家主義・生産力主義)もまた、見過されてはならない。

〔五〕 むすび

イギリスやフランス型の近代的土地改革に対して、はるかに国家の強権的な介入の強い近代日本の土地改革を見た。そして、地租改正反対運動に近代的な農民的農業革命という説を提示した。以下、帝国議会開設前後の地価修正運動、「明治一四年政変」と「地租変更得失弁」、八九年の特別地価修正法、民法典論争などにも触れる予定でいたが、既に大幅に紙数の制限を突破している。

そこで最後に、租税議定権闘争の成果とも言うべき、八九年の帝国憲法第六章「会計」の規定について述べよう。同規定は、議会開設にもなう租税に財政議定権、つまり予算法の成立である。しかし、水林彪の研究(「日本近代土地法制の成立」(『法学協会雑誌』八九卷一―号、七二年))にあるとおり、租税議定権は、憲法第六二条第一項で、「新租税課シ及税率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ」と規定されている。そして、「法律ハ帝国議會ノ協賛ヲ經ルヲ要シ」(第三七条)、その「帝国議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス」(第三三条)とする(一一八頁)のであるから、

税の変更には法律が必要であり、法律を作成するには貴族院の承諾が必要であるとして、地租軽減要求を制度的に封殺する以外の何物でもない(一三〇頁)とする。そして、「議会の財政議定権の制限(第六七条)」。および「帝国議會ニ於テ……(略)……予算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年年度ノ予算ヲ施行スヘシ」と言う「前年度予算施行制度(第七一条)」を設けることによって、「予算を法律から区別することによって、予算を法律より下位のものとし、ここから、法律を変更するような予算議定を禁ずる」処置が講じられたとする(一三一頁)。確かに、プロイセン憲法紛争規模の政争をさえ生み出さなかつた矮少な租税に財政議定権である。しかし、ここで政府の「執行権力の独裁」に一定の制約が生まれたことが、後の大正デモクラシー期の議会内闘争を生み出したことも忘れてはならない。

① 日本の地租改正は、一九世紀アジアの土地変革という二重の規定性を受けている。これをアジア的土地変革の同一性に重点を置いて捉える論者に、芝原拓自(「日本資本主義成立史序説」八の一・二頁)(『歴史評論』一九七・二二八号、六七・六八年)・海野福寿(「日本型原論」(『講座日本史』五巻、七〇年、所収))らがいる。私の場合、これを一九世紀ドイツ・イタリアなどの「上からの近代化」との世界史的な同一性で考えてみたい、というのが問題意識のひとつである。

とりわけ従来の日本での近代国家論研究は、大塚史学の絶大な影響下にあって、市民革命期に研究が集中している。そこで次のグラムシの指摘が重要である――

一八四八年以後、現代政治技術は完全に變化した。議會制度が拡大し、組合組織と党の体制が拡大し、公的および私的(政治的)私的、

つまり党的、組合的)官僚制も拡大した。広い意味での警察組織のなかには変化が生じた。広い意味での、というのは、たんに犯罪の防止と処罰の任務をもつ国家機関だけでなく、支配階級の政治的、経済的支配を保護するために、国家や私人によって組織される力の総体をもふくめて考えているのである。(「カエサル主義」(「グラムシ選集」第一巻)一六七頁)

四八年革命を経て、近代国家は新しい段階(Ⅱ)国家と市民社会の分離の完成)へ入る(マルクス「フランスにおける内乱」(「全集」七巻)原著三三六―八頁、参照)。マルクス主義国家理論もまた、「初期の『ヘーゲル法哲学批判』や『ユダヤ人問題によせて』とは段階と基盤を異にするマルクスの第二の国家論の出発点を、『ブリュメール一八日』(とりわけ第七章)に、したがってマルクスのボナパルティズム論に、認め」(西川長夫「ボナパルティズム概念の再検討」(「思想」五八三号、七三年)一六頁)なければならぬ。

② 福島正夫(「地租改正の研究」六二年)・丹羽邦男(「明治維新の土地変革」六二年)・近藤哲生(「地租改正の研究」六七年)・有元正雄(「地租改正と農民闘争」六八年)らを参照。

③ 近代的「専制」主義については、とりあえず拙稿「近代天皇制研究の課題」(「日本史研究」一七五号、七七年)二一・二〇「天皇在位五〇年式典」(「反対運動の記録」)を参照。

近年のドイツ史・フランス史研究のなかで、ボナパルティズム概念の再検討が進展している。西川長夫の前掲論文を含めた、「反国家主義の思想と論理」(河野健二編「ブルドン研究」七四年)、「ボナパルティズムとデモクラシー」(「思想」六一六号、七四年)、「ボナパルティズムの原理と形態」(河野編「フランス・ブルジョア社会の成立」七七年)など

一連の研究のなかで、カウツキー以来のボナパルティズムⅡ均衡権力論が批判されている。そして木谷勤のビスマルク第二帝制研究(「ドイツ第二帝制研究」七七年)によって、反革命が革命を行なう、という政治技術としてのボナパルティズムへの注目が行なわれている。今日、両氏の研究によって、ボナパルティズム概念は世界史的範疇としての地位を確立した、と言っても大袈裟ではない。

私は、異常に「執行権力」が自立化し、肥大化した近代日本の天皇制権力を、ボナパルティズムとの類似性で考えてみたいと思っている。

④ 財政学のなかでも、「改正地租Ⅱ封建貢租説をとる人々が、ブルジョア革命とその結果でてくる革命政府の財政というものについて、きわめて理念的な、あえていえば非歴史的なイメージをもっている」(武田隆夫「イギリスの地租と日本の地租」(宇野弘蔵編「地租改正の研究」(下巻)五八年)二二六頁)点は、厳しく批判されている。たとえば販部之総の「地券は、厄病神のとりついている家のようなもので、……(略)……地租はけって収益税ではありません。収益税ならば、その土地を利用するかたにしたがってもうけがちがってくる、そのそれぞれがった収益にしたがって一定率の税が課せられるのです」(「明治維新の話」四九年、八三―四頁)という議論などは、収益税に対する無知の典型である。「収益税においては、収益、たとえば農業収益とは、土地または農業という一種のもの、の所産と考えられ、これにたいする課税は個別的に、また原則として外形標準により比例税率でなされる」。「収益税は、物的・客観的な税」であり、「厄病神」たることは、収益税のいわば本来のありかたである。これに対して所得税は、「原則として他の所得と総合して、かつその人の個人的事情を斟酌しつつ、多かれ少なかれ累進税率で課税される建前になっている。そういう意味で所得税は、人的・主観的な税である。」

所得税は、税収のより一層の増大と、いわゆる「祖税における社会政策」を必要とするようになった帝国主義段階になって漸次発達してきたのである」(武田前掲論文、二二六―二七頁)。日本の祖税体系では、むしろ「祖税における社会政策」とも言うべき所得税が、収益税とならんで早熟的に導入されたところに特色がある(Ⅱ帝国主義財政への移行の急速化)。

⑤ 和歌山県の地租改正反対闘争についての最近の研究としては、奥田晴樹「地租改正をめぐる農民闘争」(津田秀夫編『近世国家の解体と近代』七九年、所収)、同「和歌山県の地租改正」(『ヒストリア』八八号、八〇年)などを参照。

⑥ 法制史の側では、一八七七年、兵庫県伊丹市の南野村において、地租軽減嘆願運動のなかで自主的な村規約がつくられた事例が報告されている(山中永之佑『日本近代国家の形成と村規約』七五年、第三章を参照)。地租改正期の庄屋から戸長への役職の転換、戸長層の法意識の変化などは、今後の重要な研究課題である。

⑦ 豪農層の租税議定権思想については、越前の場合、杉田定一の起草による南越七郡聯合会の檄文(一八八〇年二月一七日)を参照(雑賀博愛編『杉田鶴山翁』二八年三四七―八頁、所収。後藤靖氏の御教示による)。また、広島県の豪農、医者窪田次郎の場合は、有元前掲論文、一九一―四頁を参照。ともに富国強兵策を自明の前提として地租軽減を立論している。

(一九八〇年九月二五日)

〔付記〕 いつもながら三好正喜・中村哲両先生からは、多大な御教示を得ている。また本稿は、八〇年三月一九日の民科と日本史研究会との近現代史合同部会での報告・討論が骨子となっている。これらの御意見を下さった方々に、心から感謝したい。

民科の会員拡大に

御協力下さい。

総会記事にもありますように、再建以来民科の会員は着実に増加してきています。しかし、安定してきているとはいえ現在の財政基盤のままでは、より一層の誌面の拡充、発行体制の充実は困難です。

また、本誌が入手困難なためまだまだ本会を知らない方、入会の仕方がわからずにそのままになっている方など多いと思います。

民科と「新しい歴史学のために」のより一層の発展のために、一人でも多くの方を御紹介下さい。

雑誌のみの定期購読費は年一三〇〇円。研究会案内等を含めた会費は年一五〇〇円です。

委員会